

待ったなし、営農指導事業改革

東京農工大学大学院共生科学技術研究部
助教授 野見山 敏雄

1 戦後農政の大転換

農林水産省は2005年10月に経営所得安定対策等大綱を決めた。対策の第1の柱は、資格要件を限定した担い手に対する品目別横断的な経営安定対策である。第2の柱は、全農家を対象とする農地・水保全と環境保全型農業に対する国の支援である。この農政転換の詳細について述べる紙幅はないので省略するが、地域農業における担い手の確保と育成が喫緊の課題であることは間違いない。これまでの農協は組合員の平等を基本に事業をすすめてきた。しかし、今度の経営安定対策は大規模農家と20ha以上の集落営農組織に施策を集中する。そして、その重要な役割を求められているのが農協の営農指導事業である。同対策の実質的な期限は07年産麦の播種までなので、あと1年を切っている。残された期間、地域の総力をあげて担い手確保に取り組む必要がある。

その一方で、2001年農協法改正によって営農指導事業は農協の第1事業に格上げされたが、その改革はいまだ緒に就いたばかりである。各都道府県中央会では全国農協中央会がとりまとめた「JAグループの営農指導機能強化のための基本方向」に沿って、営農指導事業の改革方針が策定されている。

また、改正農業改良助長法が2005年4月に施行された。改正の主旨は、協同農業普及事業の運営の効率化のために、専門技術員及び改良普及員を普及指導員に一元化すること、地域農業改良普及センターについての必置

規制を廃止し都道府県が自主性を発揮し、課題に応じて試験研究機関、農業大学校との一体的支援の充実強化等、臨機応変に対応できる組織へと改編できること、普及手当の上限規定を廃止し、必要に応じ人材を確保できるようにしたことなどである。このように、農業者の農業経営及び技術の向上に関する指導を担ってきた営農指導事業と農業改良普及事業は共に大きな転換期を迎えていといえる。

2 営農指導事業と農業改良普及事業の連携

営農指導事業と農業改良普及事業の受益者たる農業者は一見同じ集合のように思えるが実際は異なっている。当該地域で営農する農業者はすべて基本的に普及事業の対象者だが、対象地域の広域化と普及職員数が限られていることから、指導対象となる集団や個別農家は限定される。また、営農指導事業の対象は当該農協の組合員であるが、その重点的な指導対象は自ずと品目別に組織された部会員となる。そのため、農業改良普及事業からも営農指導事業からも指導を受けない農業者群が存在する。その多くは農協の販売事業から離脱した兼業農家や高齢農家、農協共販に属さない農事組合法人や任意出荷組合などの農家群である。近年、それら農業者群は増大していると思われる。この現実を無視してはこれから農業再編の方向については語れないと考える。営農指導事業改革をいくら唱えても現実の組合員は多様化していて、営農指導事業の受益者は品目別部会員に限られていると

言って良いだろう。

ところで、これまでの営農指導員と普及員の役割分担はおよそ次のような文脈で語られてきた。営農指導員は地域に密着して多くの情報を持っているので現状の把握が優れている。普及員は試験研究との連携や広域的な情報を持っているので、具体的な事例を応用了した指導と成果の検証に優れている。それぞれの長所を分担し、連携を確実に行えば産地は発展する。だが、現状は大きく変化している。農協の広域化が進み、人事異動も頻繁に行われるため、地域に密着し事情に精通した営農指導員は少なくなっている。また、普及事業は行政の一部局としての位置づけが強まり、現地に足を運ばず役人化した普及員が多くなったと聞く。つまり、無条件に営農指導事業と農業改良普及事業が連携可能という実態は過去のものになったのである。

さらに、農協職員の現場体験が希薄で、個別農家の経営や暮らしを見ることなく、営農指導と事業推進が行われている実態が見受けられる。また、職員と組合員との意識の食い違いがあることを多くの営農指導員が吐露しており、農協再生のためには、職員が組合員のために何ができるのか、何をすべきなのかを再確認することがまず出発点だろう。これまで、営農センターを地域農業の司令塔にすべく、購買、指導、販売のそれぞれの事業を一体的に運営することは語り尽くされていることだが、それを実践している農協は未だ少ないようを感じる。総合農協こそが司令塔の機能を果たすことができるのあって、早急にこの点を建て直さないと組合員は農協からますます離れて行くことになる。

営農指導事業と経済事業との一体的改革については、どの農協も手を打ちつつあるが、先進する産直組織や農業生産法人に比べると、まだ手ぬるい感じがする。農協組織が大きく

なるなかで、多様な組合員を抱えており、その舵取りが一段と難しくなっている。しかし、新しい販売チャネルの開拓やフードビジネスとの契約取引を始める場合、スピード感ある市場対応と産直事業の専任部署の設置は欠かせない。そして、農協のトップリーダーは、いま必要な組織改革は何か、なぜ行うのか、という基本方針を組合員に明確に説明する責任がある。

3 地域農業と農協の再生のために

これまで、地域農業振興と農協の事業改革に関する提言や講演会は過去何度も行われ、その場では啓発されたことがあっても、日常の仕事に埋没して課題解決が実行に移されることとはなかったのが現実であろう。しかし、農協がばらけ、こわれるまでに残された時間は少ない。役職員と組合員は一体となって、農協の協同組合の価値を見いだす努力すること。そして、組合員のための農協を目指すこと。そのための営農指導事業と経済事業の改革を行うことである。

地域農業と農協が共に再生するには、農家、農協、地方自治体が一体となって取り組まなければならない。そして、地域の農業と環境を守るのは、農協の地域社会に対する責任であることを認識し、地域住民を巻き込みながら、次の農業戦略を立てることが重要だ。地域づくりは人と人が結び合いながら行うことを見直さなければならない。

その一方で、財界による農協攻撃は激しさを増している。農協に信用・共済部門の分離を迫り、総合農協を解体させようとしている。そして、経済事業の全国組織である全農も分割させて弱体化しようとしている。農協が農協として存在価値を見いだされるには、組合員と地域社会から是非必要であるというものがなければならない。まさに、この1年間が農協にとって正念場になるであろう。